

議案第 2 2 9 号

財産の譲渡について

下記のとおり財産を減額して譲渡するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議決を求める。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 譲渡する財産 岩槻都市振興株式会社に対して有する貸付金債権  
債権額 1, 3 7 0, 0 0 0, 0 0 0 円
- 2 譲渡の相手方 東京都中野区本町二丁目 4 6 番 1 号  
株式会社整理回収機構  
代表取締役 上田 廣一
- 3 譲 渡 価 格 1, 0 0 0 円
- 4 譲 渡 理 由 岩槻都市振興株式会社の経営再建の一環として、同社へ貸し付け  
た債権の一部を減額して譲渡する必要があるため。